

(仮称) 東和小学校の校歌の選定方法について

1 各委員所属団体での意見集約の結果

第4回の会議で、校歌の選定方法について、A案の公募、B案の識者依頼、C案の独自制作、D案の東和中学校の校歌を活用する方法のうち、どの方法がよいか各委員所属団体で意見聴取することに決定しました。

第5回の会議では、各委員から意見聴取の結果を報告し、D案の東和中学校の校歌を活用する方法についての意見が最多となり、次点がB案の識者依頼となりました。

選定方法の案	各所属団体での意見集約結果
A案 公募	なし
B案 識者依頼	5団体（1団体はD案と同数）
C案 独自制作	なし
D案 東和中学校の校歌を活用	10団体（1団体はB案と同数）
その他（保護者、地域の意見を尊重など）	4団体

協議の結果、D案の東和中学校の校歌の歌詞の一部を変更して（仮称）東和小学校の校歌として使用することができるか事務局で著作権等の調査をし、その結果を踏まえて、開校準備委員会で選定方法を協議し、決定することを確認しました。

2 東和中学校の校歌活用に関する調査結果

第5回の会議での協議結果を踏まえ、東和中学校の校歌の作詞者及び作曲者のご遺族に、東和中学校の校歌の歌詞にある「東和中学校」の部分を変更し、（仮称）東和小学校の校歌として使用することができるかについて事務局で確認を行いました。

(1) 作詞 扇畑忠雄氏のご遺族

・内諾

(2) 作曲 海鋒義美氏のご遺族

・内諾